3 加入時健康診断

（1）加入時健康診断が必要な場合

特定作業従事者として特別加入を希望する方（「国または地方公共団体が実施する訓練従事者」を除く）のうち、表1に記載されている業務にそれぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入を行う際に健康診断を受ける必要があります。

表1　加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間）	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6か月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月以上	有機溶剤中毒健康診断

（2）手続方法

＜手続きの流れ＞

① 「特別加入時健康診断申出書」（以下「申出書」といいます。）を特別加入団体を通じて監督署長に提出。

※申出書の記入については、22ページの記入例を参考にしてください。

② 申出書の業務歴から判断して加入時健康診断が必要であると認められる場合、監督署長は「特別加入時健康診断指示書」（以下「指示書」といいます。）および「特別加入時健康診断実施依頼書」（以下「依頼書」といいます。）を交付。

③ 指示書に記載された期間内に、あらかじめ労働局長が委託している診断実施機関の中から選んで加入時健康診断を受診。依頼書は診断実施機関に提出。

※加入時健康診断の費用は国が負担しますが、交通費は自己負担となります。
※お近くの診断実施機関については都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご確認ください。
「特別加入に係る加入時健康診断実施機関名簿」
https://www.mhlw.go.jp/content/001238372.pdf　QRコードはこちら⇒

④ 診断実施機関が作成した「健康診断証明書（特別加入用）」を申請書または変更届に添付し、監督署長に提出。

※じん肺健康診断を受けた場合には、じん肺の所見がないと認められた場合を除き、健康診断証明書にエックス線写真を添付することが必要です。

（ご注意）
健康診断証明書を提出しなかったり、業務の内容や業務歴などについて虚偽の申告をした場合には、特別加入の申請が承認されない、または、保険給付が受けられないことがあります。

（3）特別加入が制限される場合

加入時健康診断の結果が次のような場合には、特別加入が制限されます。

ア　特別加入予定者がすでに疾病にかかっていて、その症状または障害の程度が一般的に就業することが難しく、**療養に専念しなければならないと認められる場合**には、従事する作業の内容にかかわらず**特別加入は認められません**。

イ　特別加入予定者がすでに疾病にかかっていて、その症状または障害の程度が**特定の作業からの転換を必要とすると認められる場合**には、**特定作業以外の作業についてのみ特別加入が認められる**こととなります。

ウ　家内労働者の場合、特別加入予定者がすでに疾病にかかっていて、その症状または障害の程度が特定作業からの転換を必要とする程度であると認められ、他の作業に転換した結果特別加入者としての加入要件を満たさなくなる場合には、特別加入は認められません。

（4）保険給付を受けられない場合

特別加入前に疾病が発症、または加入前の原因により発症したと認められる場合には、特別加入者としての保険給付を受けられないことがあります。

特別加入者に関する業務上の災害および二以上の事業の業務を要因とする災害として保険給付の対象となる疾病は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、その業務に起因して発症したことが明らかな疾病に限定されます。特別加入前に発症した疾病や特別加入前の事由により発症した疾病に関しては、保険給付の対象となりません。
したがって、加入時健康診断の結果、疾病の症状または障害の程度が、**特別加入についての制限を行う必要のない程度であった場合であっても**、加入時点における疾病の程度および加入後における有害因子へのばく露濃度、ばく露期間などからみて、**加入前の業務に主たる要因があると認められる疾病については、保険給付は行われません**。

4　業務災害の防止に関する措置

特定作業従事者の団体をつくる際は、あらかじめ業務災害の防止のための措置や特定作業従事者が守るべき事項を定めておかなければなりません。これらによって、自主的に業務災害防止に努めていただくことになります。